

ご存じですか？ 障害者差別解消法

障害者差別解消法とは、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、ともに生きる社会をつくることを目指しています。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、障がいをもつ理由とする差別に当たります。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障がいがあるというだけで、サービスの提供を拒否、制限したり、また、障がいのない人には付けない条件を付けたりすることは、**不当な差別的取扱い**となります。

例えば：
 ▽お店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることが理由で断られた。

※他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。



合理的配慮をしないこと

障がいのある人から、困っていることを取り除いて欲しいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫を、**合理的配慮**といえます。

その人の障がいに合ったやり方、工夫による対応を行わないことは、差別に当たります。

例えば・・・

▽視覚障害があると伝えられたのに、書類を渡されただけで内容を読み上げてもえなかった。

▽車椅子利用者が施設内の段差があるところで手助けを頼んだが、サポートしてもらえなかった。

など

合理的配慮の例

▽障がいの特性に応じた手帳（筆談・読み上げなど）で対応する。

▽車椅子の人が乗り物に乗る時に手助けをする。

※どのような配慮が合理的配慮に当たるかは、個別のケースで異なります。

「不当な差別的取扱い」

をすることは行政機関（国や市町村など）と民間事業者（会社やお店など）で禁止されています。

「合理的配慮」は、行政

機関は必ず行う必要がありませんが、民間事業者はできるだけ行うこととなります。

障がい者虐待の防止

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障がい者虐待の未然防止や早期発見、また、養護者の支援をすることにより障がいの権利や利益を守ることとなつていきます。

障がい者とは？

身体・知的・精神障害その他心身の機能障害がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人と言います。（障害者手帳を持つていない方も含まれます）

障がい者虐待とは？

- ① 養護者による障がい者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ③ 使用者による虐待

虐待にはどんなものがあるの？

身体的虐待

暴行などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によつて身体の動きを制限する行為。

心理的虐待

脅しや侮辱など著しい暴言や威圧的な態度、または無視、嫌がらせなどの著しい拒絶的な対応など、心理的外傷を与える言動。

性的虐待

本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態のわいせつな行為。

放棄、放任(ネグレクト)

食事や排せつ、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなどにより生活環境を悪化させること。

経済的虐待

本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※障がい者虐待が疑われる場合は、通報しなければなりません。

おかしいなと思ったら役場福祉課へご連絡ください。

☎ 42-2640